

# 独立行政法人気象研究所法案

気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定める。

## 非公務員型独立行政法人のメリット

独立行政法人化



業務の一層の効率化

非公務員化



官民の人事交流の促進

## 「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)(抄)

気象庁5,958人について、定員管理による純減のほか、次のとおり、業務見直しにより192人の定員を純減する。

- 一 気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることにより174人を純減(略)

## 独立行政法人気象研究所の設立(H21.4.1)

### 目的

独立行政法人気象研究所は、気象業務に関する技術に係る試験、調査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うことにより、気象業務に関し、その健全な発達に資する技術の向上を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保及び産業の発展に寄与することを目的とする。

### 業務の範囲

- 気象業務を支える技術の研究、開発等を行うこと。
- 研究、開発等の成果を普及すること。
- 情報の収集、整理等を行うこと。

### 特に必要がある場合の気象庁長官の要求

気象庁長官は、災害の発生その他の事情により特に必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な業務の実施を求めることができる。